

埼玉スタジアム2002公園、熊谷スポーツ文化公園ネーミングライツ 公募事務委託 企画提案募集要領

1 募集内容

(1) 委託業務名

埼玉スタジアム2002公園、熊谷スポーツ文化公園ネーミングライツ公募事務委託

(2) 委託業務内容

埼玉スタジアム2002公園、熊谷スポーツ文化公園ネーミングライツ公募事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約日から令和9年3月31日(水)まで

(4) 委託費の上限額

82,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、予定価格については、この範囲内で別途算定する。

2 応募資格

(1) 応募者一般資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、登録申請中など、登録されることが確実と見込まれる場合はこの限りではない。この場合、登録申請の状況は企画提案書等に係るプレゼンテーション、及び個別のヒアリングで確認する。なお、令和8年6月時点で名簿に登録されない場合は契約を解除し、それまでに要した経費を県は負担しない。（参考）

令和7・8年度物品等競争入札参加資格審査【新規（随時）】の申請受付サイト

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/buppin0506/zuizi0506.html>

オ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等、納付すべき税金を滞納していないこと。

カ 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

キ 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

ク 過去（令和6年4月1日以降）に、国や地方公共団体から本件と同規模の調査業務等を受託し、誠実に履行した実績を有するものであること。

（2）日本語により随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

（3）共同企業体（JV）による応募は認めない。

3 スケジュール（予定）

| | |
|------------------------|---------------------|
| （1）ホームページへの掲載 | 令和8年3月31日（火） |
| （2）質問事項受付開始 | 令和8年3月31日（火） |
| （3）質問事項受付期限 | 令和8年4月7日（火）午後5時 |
| （4）質問事項に対する回答 | 令和8年4月9日（木） |
| （5）参加申込書の提出期限 | 令和8年4月14日（火）午後5時 |
| （6）企画提案書等の提出期限 | 令和8年4月20日（月）午後5時 |
| （7）企画提案書等に係るプレゼンテーション | 令和8年4月28日（火） |
| （8）契約候補者決定 | 令和8年4月28日（火） |
| （9）審査結果通知、正式見積徴収、契約の締結 | 令和8年5月1日（金）以降 |
| （10）事業実施 | 契約締結日から令和9年3月31日（水） |

4 質問事項の受付

募集要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

（1）受付期限

令和8年4月7日（火）午後5時（必着）

（2）質問の受付

ア 質問方法

「質問書（様式1）」に記入の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信すること。

なお、簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けない。

イ 電子メールアドレス

a5400-09@pref.saitama.lg.jp

ウ 電子メールの件名

ネーミングライツ公募事務委託企画提案質問書（法人名又は商号）

（4）質問への回答方法

質問に対する回答は、質問を行った団体名等を伏せた上で、令和8年4月9日（木）までに埼玉県公園スタジアム課ホームページに掲載する。なお、質問がなかった場合は掲載しない。

5 参加申込書の提出

本事業の業務委託の企画提案への応募を行う場合は、「参加申込書（様式2）」を次のとお

り提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月14日(火)午後5時(必着)

(2) 提出方法

電子メール ※メール送信後、必ず電話で受信を確認すること。

電子メールの件名：ネーミングライツ公募事務委託参加申込(法人名又は商号)

(3) 提出先

(担当) 埼玉県都市整備部公園スタジアム課 公園企画担当

(電話) 048-830-5401

(電子メールアドレス) a5400-09@pref.saitama.lg.jp

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 埼玉スタジアム2002公園、熊谷スポーツ文化公園ネーミングライツ公募事務委託企画提案書

企画提案書はA4横、片面。様式は任意とする。以下に示す(ア)～(ケ)の項目を記載するものとし、埼玉スタジアム2002公園と熊谷スポーツ文化公園の両公園について、それぞれで作成すること。なお、両公園の記載内容が同じであっても、その内容をそれぞれの公園の企画提案書に記載する

(ア) 基本的な考え方(1ページ)

各公園及び公園施設のネーミングライツ導入において、本委託業務を通じてその効果を最大化するための基本的な考え方と可能性を示すこと。

(イ) 仕様書2(1)(2)(それぞれ1ページ)

埼玉スタジアム2002、熊谷ラグビー場、熊谷陸上競技場、彩の国くまがやドームの国内の調査対象について、具体的な調査方法と調査対象とする同規模同種の施設数(概数)、その根拠を示すこと。

また、埼玉スタジアム2002、熊谷ラグビー場の海外の調査対象について、具体的な調査方法と調査対象とする同規模同種の施設数(概数)、その根拠を示すこと。

(ロ) 仕様書2(3)(2ページ)

対象と想定する国内外の企業について、選定した根拠とともに示すこと。また、海外の場合は、対象とする国や地域、業種も選定した根拠とともに示すこと。

(ハ) 仕様書2(4)(2ページ)

想定できるエリアを明示した上で、どのような視点で抽出し、どのように市場価値を算出するのかを示すこと。

(ニ) 仕様書2(5)～(12)(それぞれ1ページ)

それぞれの業務について、実施方法を示すこと。

(ホ) 仕様書2(13)(2ページ)

国内、海外それぞれアプローチする企業の絞り込みの考え方と具体的なアプローチ手法、最終的に応募につなげるための工夫を示すこと。

(キ) 仕様書 2 (14) ~ (15) (それぞれ 1 ページ)

それぞれの業務について、実施方法を示すこと。

(ク) この業務を行うにあたって自社のノウハウ、能力、実績 (1 ページ)

(ケ) その他、仕様書に掲げる事項のほかに、本業務の達成のために実施できる内容 (自由提案。ページ数指定なし)

イ 業務実施体制調書 (様式 3)

※ 本県職員と綿密な打合せを随時行える体制を明記すること。

ウ 業務実績調書 (様式 4、及び添付書類)

エ 業務概要 (様式 5、及び添付書類)

オ 参考見積書 (算出根拠がわかるもの)

(2) 提出方法等

ア 提出方法

次の担当宛てに電子メールにて提出すること。この場合において、メール送信後必ず電話で受診を確認すること。

※ 電子メールで受け取れる添付ファイルのサイズに制限があるため、おおよそ 9 メガバイトを超える場合には、事前に連絡の上、別途指示する方法により、提出すること。

イ 提出先

(担当) 埼玉県都市整備部公園スタジアム課 公園企画担当

(電話) 048-830-5401

(電子メールアドレス) a5400-09@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和 8 年 4 月 2 0 日 (月) 午後 5 時 (必着)

(4) その他

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

イ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とする。契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。

ウ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、埼玉県公園スタジアム課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書 (様式任意) に記載の上、提出すること。

エ 企画提案書等の提出については、1 提案者につき 2 提案以内とする。

オ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

カ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例 (平成 12 年埼玉県条例第 77 号) に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

7 委託契約候補者の決定

(1) 審査方法

埼玉スタジアム 2 0 0 2 公園、熊谷スポーツ文化公園ネーミングライツ公募事務委託契約候補者選定委員会において、プレゼンテーションによる提案内容を総合的に審査し、1

者を委託契約候補者として選定する。

なお、応募が1者のみの場合、当該1者の審査結果によっては、委託契約候補者を選定しないことがある。

また、応募者多数の場合は、企画提案書に基づき事前に書類審査を行い、プレゼンテーションの参加者を3者程度に選定することがある。

(2) 企画提案書に係るプレゼンテーション

ア 日時

令和8年4月28日(火)

※時間は別途、参加者に通知する。

イ 場所

埼玉県庁またはその周辺(さいたま市内)

ウ 内容

(ア) 6(1)提出書類に基づく提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答

(イ) 企画提案書に記載した内容と異なる新たな提案は行わないこと。

(ウ) 原則、選定委員会は企画提案書をパソコンで閲覧することから、提案者は説明用のパソコンを持参し、説明に合わせて企画提案書のページ番号を委員に案内すること。

(3) プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは、1者当たり15分以内(審査項目を中心に、要点を絞って説明すること)

質疑は、1者当たり30分以内

(4) 出席者

1者につき3名以内

主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。

正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

(5) 審査項目

審査項目は別紙のとおり

8 審査結果の通知

令和8年5月1日(金)以降に選考結果を応募者に通知するとともに、委託契約候補者の名称を埼玉県のホームページで公表する。

9 契約方法

提案された企画内容を元に、埼玉スタジアム2002公園、熊谷スポーツ文化公園ネーミングライツ公募事務委託契約候補者選定委員会が委託契約候補者に指定した者から正式に見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、令和8年4月1日以降、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、選定後であっても、委託契約候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないほか、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

また、委託契約候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に委託契約候補者に事故ある場合等は、委託契約候補者との契約を行わず、次順位の者と協議を行う。

なお、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 81 条第 1 項の規定の準用により契約締結の日までに契約保証金（契約金額の 1 %以上）を納付するものとする。ただし、同規則同条第 2 項に該当する場合は、これを免除する。

本委託に係る令和 8 年度予算が議決されないときは、委託契約候補者を解除する。

10 無効とする参加申込

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- (3) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- (4) 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- (5) 6 提出書類（1）に示す提出書類がないもの。
- (6) 参加申込書に申請者の記名のないもの。
- (7) 委託限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの。
- (8) 参考見積金額を訂正したもの。
- (9) 参考見積書と内訳書の金額が合致しないもの。
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたもの。

11 公募型プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、当該公募型プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。

12 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成やプレゼンテーションなどに要する費用）は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。また、企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

13 連絡先

（担当）埼玉県都市整備部公園スタジアム課 公園企画担当（ネーミングライツ係）

（住所）〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1（第二庁舎 2 階）

（電話）048-830-5401

（電子メールアドレス）a5400-09@pref.saitama.lg.jp